

## 「格付の利用のあり方に関するワーキング・グループ」の設置について

平成22年7月15日

日本証券業協会

### 1. 設置の趣旨

金融庁においては、金融危機後の国際的な議論を踏まえ、投資家による格付への過度な依存を是正する観点から、金融商品取引法の改正を行うとともに関係内閣府令等の改正案を公表しているところである。

当該改正により、格付会社の登録制の導入に加え、無登録格付会社の格付の利用に規制が行われるほか、これまで格付の公的利用（公的規制の枠組みの下で格付を利用すること）が認められていた法規制（例：親法人・子法人等が発行する有価証券の引受主幹事に関する基準等）についても見直しが行われていることを踏まえると、今後、証券業界においても、格付の利用のあり方について検討する必要があるものと考えられる。

今般、格付に代わる信用リスク評価の方法等の検討も含め、投資家保護の観点から、今後の格付の利用のあり方について広く検討をするため、公社債委員会の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置し、検討を進めることとする。

### 2. 検討事項

- (1) 今般の格付制度の見直しを踏まえた、格付の利用のあり方について
- (2) その他

### 3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本ワーキング・グループは、協会員の役職員、発行体、適格機関投資家、アナリスト並びに信用格付業者等をもって構成する。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じ分科会を置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

### 4. ワーキング・グループの運営

本ワーキング・グループは、その検討状況について、適宜、公社債委員会に報告を行う。

### 5. 事務の所管

本ワーキング・グループについての庶務は、自主規制2部が担当する。

以上